

デイサービスセンター イロアイ  
運営規程

(事業者の名称等)

第1条 事業者の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 一 名称 株式会社イロアイ
- 二 所在地 高知市愛宕町三丁目 16-21

(事業の目的)

第2条 株式会社イロアイが開設するデイサービスセンターイロアイ（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定通所介護・第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、要介護・要支援状態、又は事業対象者にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他、必要な援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターイロアイ
- 二 所在地 高知市朝倉甲 2 7 3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う)
- 二 従業者
  - 生活相談員 1名以上 (相談援助を行うとともに、利用申し込みに係る調整等を行う)
  - 介護職員 6名以上 (利用中に必要な介護及び介護指導等、生活リハビリの援助等を行う)
  - 看護職員 1名以上 (健康状態の把握をするとともに医学的な助言等も行い、生活リハビリ等の援助等も行う)
  - 機能訓練指導員 1名以上 (機能向上訓練及び生活リハビリの計画立案・指導を行い、他の職員に介護方法の技術指導等も行う)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時00分～午後5時15分  
サービス提供時間 午前9時00分～午後4時00分

(事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、月曜日から土曜日は40人とする

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 送迎サービス
- 三 生活指導(相談援助等)
- 四 機能訓練サービス
- 五 身体介助サービス
- 六 介護方法の指導
- 七 健康状態の確認
- 八 入浴サービス
- 九 その他、サービスの提供に必要と認められる援助

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの、又は各保険者が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、原則、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 食事、飲み物の費用として650円を徴収する。
- 二 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、高知市(旧鏡村、旧土佐山村を除く)全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が事業の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- 三 利用者は事業所内及び敷地内は喫煙してはならない。
- 四 利用者は騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はしてはならない。
- 五 利用者は多額の現金や貴重品を事業所に持ち込んではいない。
- 六 利用者は他の利用者や従業者等に対して、宗教活動を行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業を提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や利用者の家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び従業員の健康管理等)

第 14 条 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 一 事業者は、従業員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 一 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含む。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 一 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 二 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下、BCP とする）を策定し、当該の BCP に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 事業者は職員全員に対し、BCP について周知すると共に、必要な技能研修および机上訓練を定期的実施するものとする。
- 二 事業者は定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて BCP の変更・改定を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生、またはその再発を予防するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止の啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)～(3)に掲げた措置を適切に実施するために担当者を置く。
- (5) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村の関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業所は、サービス提供にあたり、利用者または、他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他の行動を制限する行為（以下、身体拘束等とする）を行わないものとする。

- 一 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その方法および時間、利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由、その他の必要事項を記録するものとする。
- 二 事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、下記(1)～(3)に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束等適正化検討委員会)を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 一 居宅介護支援事業者等に対して利用者又はその家族の情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得る。
- 二 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社イロアイ代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成 31 年	4 月 1 日より施行する
この規定は、令和 2 年	3 月 23 日より施行する
この規定は、令和 2 年	4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 3 年	4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 4 年	1 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 4 年	5 月 21 日より施行する。
この規定は、令和 5 年	9 月 16 日より施行する。
この規定は、令和 6 年	8 月 24 日より施行する。